

ガソリン・軽油の 貯蔵について

ガソリン・軽油の貯蔵は、たいへん危険です。
極力控えて下さい！

1 ガソリン・軽油の性質について

ガソリンは、引火点が -40°C 程度で火災が発生する危険が極めて高い物質であり、一旦火災が発生すると、瞬時に爆発的に延焼拡大する物質です。貯蔵は、極力控えて下さい。

軽油を大量に貯蔵すること、火災発生危険が高まるとともに、一旦火災が発生した場合には、大規模な火災となる危険が高いため、極力控えて下さい。

2 ガソリン・軽油の貯蔵取扱いに関する規制について

灯油用プラスチック容器(容量20ℓ)にガソリン等を入れることは、極めて危険なため、消防法令により禁止されています、絶対にやめて下さい。

消防法令により、ガソリン等を入れる容器として認められている容器で貯蔵する場合でも、ガソリンで合計40ℓ以上・200ℓ未満、軽油で合計200ℓ以上・1,000ℓ未満貯蔵することは、北後志消防組合火災予防条例により、積丹支署へ届け出なければなりません。また、貯蔵場所の壁・柱・床及び天井が不燃材料であること、床がガソリンや軽油の浸透しない構造で、傾斜やためますの設置が必要であり、さらに、窓や出入り口の扉が防火戸でなければならない等、火災予防条例の基準を満たす必要が有ります。

また、ガソリンで合計200ℓ以上、軽油で合計1,000ℓ以上貯蔵することは、消防法令により、北後志消防組合消防本部の許可を得なければ、貯蔵することはできません。(貯蔵場所の壁・柱・床等が耐火構造である等、一定に基準に適合していなければなりません。)さらに、危険物取扱者の資格を有する人でなければ、貯蔵・取扱いはできない規定になっています。

詳細は、積丹支署予防係(☎44-2352)までお問い合わせ下さい。

ガソリンや軽油に関する規制の早見表

制限	ガソリン・ 軽油別	規制等			
容器の制限	ガソリン	運搬車両の場合		乗用車の場合	○消防法令に適合した容器 を使用してください。 ○特に、灯油用ポリ容器に ガソリンを入れることは、法 律で禁止されていますので、 行わないでください。
		金属製容器	金属製ドラム	金属製容器	
		60ℓ以下	250ℓ以下	22ℓ以下	
	軽油	運搬車両、乗用車共通			
		プラスチック製容器	金属製容器	金属製ドラム	
		30ℓ以下	60ℓ以下	250ℓ以下	
販売の制限 (1つの給油設備 あたり)	ガソリン	指定数量 (200ℓ)未満	○給油設備を使って、1日あたり総量 200ℓ以上を容器に入れる ことはできません。 ○セルフスタンドで、利用客が自らガソリンを容器に入れること はできません。		
	軽油	指定数量 (1000ℓ)未満	○給油設備を使って、1日あたり総量 1,000ℓ以上を容器に入れ ることはできません。 ○セルフスタンドで、給油設備を使って、利用客が自ら軽油を容 器に入れることはできません。		
運搬の制限	ガソリン	指定数量 (200ℓ)未満	○200ℓ以上を運搬する場合には、『危』の標識(0.3m 四方・黒地 に黄文字)を車両の前後に掲げ、消火設備を備える等の措置が 必要です。		
	軽油	指定数量 (1000ℓ)未満	○1,000ℓ以上を運搬する場合には、『危』の標識(0.3m 四方・黒 地に黄文字)を車両の前後に掲げ、消火設備を備える等の措置 が必要です。		
	同時運搬	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、そ の商の和が1以上となるときは、指定数量以上の危険物を運搬しているとみなします。 (例:ガソリン 100ℓと軽油 500ℓを運搬する場合 → $100\ell/200\ell + 500\ell/1000\ell = 1$)			
貯蔵の制限	ガソリン	指定数量の倍数が 1/5 未満	40ℓ未満	○規制は受けませんが、ガソリンは、火災の 発生危険が極めて高いので、保管すること は、極力控えてください。	
	軽油		200ℓ未満		
	同時貯蔵	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、そ の商の和が 1/5 未満となるときは、規制を受けません。 (例:ガソリン 10ℓと軽油 50ℓを貯蔵する場合 → $10\ell/200\ell + 50\ell/1000\ell = 1/10$)			
	ガソリン	指定数量の倍数が 1/5 以上1未満	40ℓ以上 200ℓ未満	○貯蔵場所の構造や設備等について、火災予 防条例の規制を受けます。(壁、柱、床及び天 井が不燃材であること等)	
	軽油		200ℓ以上 1,000ℓ未満		
	同時貯蔵	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、そ の商の和が 1/5 以上以上 1 未満となるときは、火災予防条例の規制を受けます。 (例:ガソリン 20ℓと軽油 100ℓを貯蔵する場合 → $20\ell/200\ell + 100\ell/1000\ell = 1/5$)			
	ガソリン	指定数量の倍数が 1 以上	200ℓ以上	○貯蔵場所の構造や設備等について、消防法 令の規制を受けます。(壁、柱及び床が耐火 構造であること等)	
	軽油		1,000ℓ以上		
	同時貯蔵	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、そ の商の和が1以上となるときは、消防法令の規制を受けます。 (例:ガソリン 100ℓと軽油 500ℓを貯蔵する場合 → $100\ell/200\ell + 500\ell/1000\ell = 1$)			